

昭和町第5次総合計画



序論・基本構想

第1部 序論 これからのまちづくりを展望する



第1章 昭和町第5次総合計画のしくみ

第1節 計画策定の趣旨

21世紀初頭の今日、国際的状況の変化や産業・経済の動向、少子・高齢化の進展、地球規模の環境問題など様々な問題が、私たちの生活に直接的な影響を与えるようになっていきます。

昭和町は、これまで平成17年度を目標年次とする「昭和町第4次総合計画」(平成8年度～平成17年度)に基づき「青空と緑と産業の町ーさわやかな田園都市、テクノコミュニティ・昭和町」をめざして、まちづくりを展開してきました。

これまでのところ、本町では、都市化の進展に伴う人口の増加により、全国平均や県平均に比べて、少子・高齢化の速度は緩やかな“若い町”となっています。一方で、都市化に伴う生活環境の悪化やコミュニティ^{※1}の弱体化なども懸念されています。

現在、市町村合併という大きな時代背景がある中で、その推移に柔軟に対応できるまちづくりや行政の体制づくりを進める必要があります。

今後、国の地方分権に関する政策動向や厳しい財政状況を踏まえ、多様化する行政課題に積極的に対応するためには、住民と民間[※]、行政との役割分担を進めると同時に、町の自主性を最大限に発揮できる方策を積極的に活用するなど、地域の実情に即した、より戦略的な地域経営を推進する必要があります。

「昭和町第5次総合計画」は、これまで培った資源を有効活用すると同時に、住民と民間、行政のパートナーシップを基調とし、新たな時代にふさわしいまちづくりに向けた基本的な方向・施策を定めるものです。

(※ここでの「民間」には私企業だけでなく、社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人も含んでいます。)

1. 「昭和町第5次総合計画」の性格

- 昭和町のまちづくりの基本となる最上位の計画です。
- まちづくり全般にわたる総合的な計画です。
- 住民と民間、行政が共有し、ともにまちづくりを進めるためのシナリオです。
- 住民と民間、行政が協働でまちづくりに取り組む際の指針となる計画です。

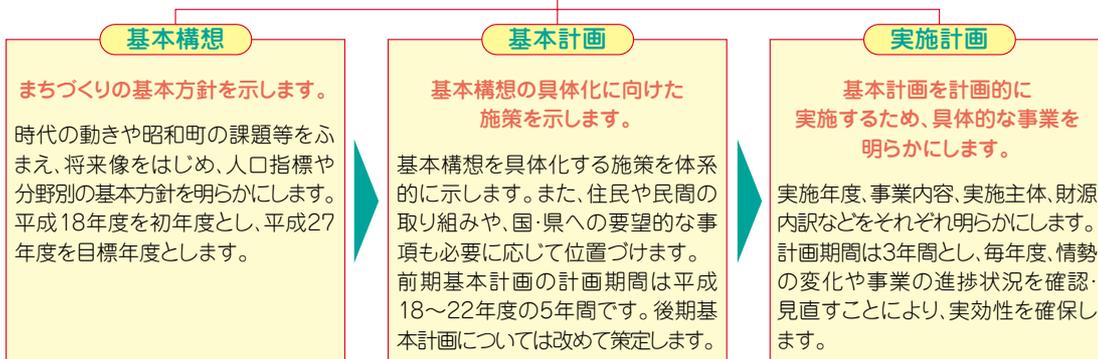
2. 策定にあたっての視点

- 厳しい地方財政を踏まえ、まちの将来像を展望すると同時に、既存資源の有効活用や行財政改革方針との連携を図ります。
- 地方分権の動向を踏まえ、住民や民間との役割分担及び地域での住民の主体的な活動の促進を図ります。

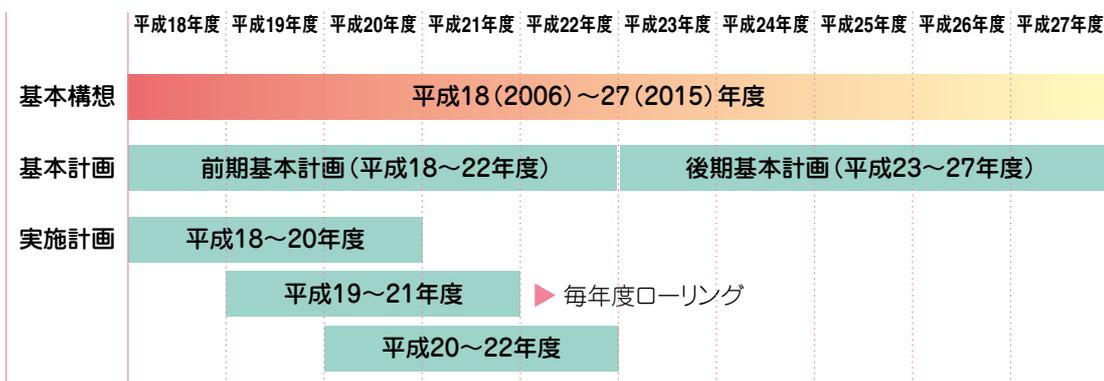
第2節 計画の構成と期間

昭和町第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。それぞれの内容と目標年度、計画期間は次のとおりです。

昭和町第5次総合計画



※この計画書には、「実施計画」は含まれませんが、総合計画の具体的な展開について、住民の理解を得るため、毎年度公表します。



第2章 まちづくりの動向を考える

第1節 時代の動きと昭和町の取り組み

今日、国内外の政治・社会・経済の情勢はめまぐるしく変化し、地域社会にも大きな影響を及ぼしています。また一方で、地域での率先した取り組みが発端となり、社会の変革につながることもあります。昭和町のまちづくりを考える上で、これらの時代の動きを捉え、適切に対応していくことが必要です。

1. 少子・高齢化社会へ

- 著しい少子化を起因に、わが国の人口は2006年頃から減少へと転じるとされています。若い世代の減少により経済活力の低下が懸念される中で、高齢者の増加に対応する社会保障分野の財源確保など、人口構成に合う制度改革が急務となっています。現在、介護保険制度の見直しなど高齢社会対策とともに、育児支援など包括的な少子化対策に取り組んでいます。
- 
- 本町では、保健・福祉の推進拠点としての総合会館の整備や各種保健事業の充実等により住民の健康づくりに努めています。また、介護保険制度や障害者自立支援法の開始などで福祉サービス基盤が充実するとともに、ボランティアの育成を推進しています。子育て支援に関しては、低年齢児保育や延長保育、児童館の整備、留守家庭児保育などを進めています。

2. 安全が重視される社会へ

- 大規模な災害などに対する社会の脆さが認識され、危機管理体制の確立が強く求められています。また近年では、様々な犯罪が発生し、誰でも被害にあう危険性が現実の不安となっています。こうした状況への対応として、関係機関の連携した取り組みとともに、近隣同士の普段からのつきあいや自発的防犯活動などコミュニティの力が再確認されています。
- 
- 本町では、広域的な消防・救急連絡体制の強化や避難所の充実、河川整備など防災対策を進めています。防犯については、社会構造の変化や都市化に伴い、地域社会が持っていた犯罪抑止力の低下が懸念されていますが、関係機関と連携し、まちぐるみでの防犯体制づくりを進めています。

3. 健全で安全な食生活を目指す「食育」社会へ

- 生活時間の多様化に併せ、食生活も多様化が進んでいます。不規則な食事時間や家庭での食事の「個食化」、栄養バランスの偏りなどが原因の生活習慣病などが課題となっています。平成17年に食育基本法が制定され、生きるうえでの基本である食の教育について家庭や学校、地域等が一体となった取り組みが求められています。
- 本町では、保健センターを中心とした栄養指導等の各種取り組み、学校と昭和町給食センターの連携による食教育の推進などがおこなわれています。また、食生活改善推進委員会では、地域における健康な食生活の啓発および実践事業などに取り組んでいます。

4. グローバルな社会へ

- 国境を越えた企業経営をはじめ、地球規模での環境対策への取り組みが必要とされるなど様々な分野でグローバル化^{*2}が進展しています。海外旅行など外国の文化にふれる機会が増加するとともに、職場や学校など日常生活でも外国人と接する機会が増えています。
- 本町は、外国人が多く居住する地域であり、国際化の進展に対応し、人材育成や国際理解教育・交流の促進など異文化理解を深める取り組みを進めています。また、外国籍住民が、不便なく暮らすことができる条件整備をはじめ、地域社会の一員としてコミュニティ活動などへの参加を促進するよう努めています。

5. 交通・情報ネットワーク社会へ

- 高速交通ネットワークの整備や情報・通信技術の進展により、人・モノ・カネ・情報の移動性が高まり、日常生活が便利なものとなっています。特に、インターネットの普及、高速化などが急速に進み、電子商取引の進展や各種の情報コミュニティが出現するなど、社会システムが大きく様変わりしています。
- 本町は甲府圏域の玄関口として、中央自動車道・甲府昭和インターチェンジや甲府バイパス、昭和バイパスなど幹線道路網が整備され、製造業・流通業・商業の集積が進展しています。また、インターネットや電子メールを利用している住民の増加に対応し、行政サービスの高度化など電子行政を推進しています。

6. ソフト化する産業社会へ

- わが国経済は、バブル経済崩壊に伴う不良債権の処理や構造改革の遅れなどで低迷が続いていましたが、最近ようやく好転の兆しが見られます。この間、産業支援型・生活関連型のビジネスや情報産業の比重が高まり、経済のソフト化・サービス化が加速しています。
- 本町では、国母工業団地、釜無工業団地により、先端工場の集積が進んでいますが、海外も含めた生産拠点の再編などに伴い、流通業の立地が増えつつあります。商業に関しては、郊外型ショッピングセンター、沿道型商業・サービス施設の立地などで甲府都市圏の商業集積のひとつとして拡大しています。その一方で、土地利用の転換が進み耕作面積は減少しています。都市近郊型農業への移行のため、地域にあった特産品づくりなど農業振興に努めています。

7. 環境と共生する循環型社会へ

- 大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動が続く中で、地球環境問題などを配慮し、地域において自然環境や健康など生活環境を総合的に捉える必要が生じています。このような状況に対応し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生態系保全などに向けた環境関連法令が整備されてきました。

- 本町では、資源循環型の社会づくりの要請などを背景に、ゴミの分別・リサイクルの拡大や町事業での地球温暖化防止対策に取り組んでいます。また、企業の環境マネジメント^{*3}や工業団地での環境への取り組みが進展しています。自然環境の保全に関しては、自然公園・学校ビオトープ^{*4}の確保や河川整備での自然への配慮などに力を入れています。

8. 人権尊重と男女共同参画社会へ

- 個人が成果主義など競争的な社会環境に置かれる状況が強まる中で、他人に対する関心の低下や思いやりの心の希薄化も指摘され、差別、いじめ、虐待などが社会問題となっています。また、男女共同参画社会への取り組みが進められていますが、社会全体に浸透させるにはまだ長い時間が必要とされます。
- 本町では、学校教育、社会教育、社会福祉での取り組みをはじめ、男女共同参画プランの推進など、人権の尊重を基本に、多様な価値観や個性を認め、共に尊重し合う社会を形作る努力を進めています。

9. 価値観の多様化と自己実現社会へ

- 生活水準の向上に伴い、人々の価値観が“物の豊かさ”から、ゆとりや安らぎなど“心の豊かさ”を重視する方向に変化しています。また、生活様式や考え方も多様化しており、就業形態や余暇の過ごし方、社会参加などについても、自身の責任のもと、自由に選択できる社会へと変わりつつあります。
- 本町でも、こうした状況を背景に、様々な学習・文化・スポーツ、まちづくり活動などが活発化しています。

上／昭和田立温水プール
中／昭和田立総合体育館
下／昭和田立図書館



また、総合体育館・武道館、温水プールなどのスポーツ施設の整備、中央公民館や図書館等を活用した生涯学習事業を展開し、諸活動を通し、自己実現ができる地域社会の創造に向けて、その機会の拡充やしくみづくりに努めています。

10. 知恵と力を集める協働型社会へ

- 行政主導による政策形成の時代から、情報公開と住民の合意形成によるまちづくりの時代になっています。これからは、住民と民間、行政が役割を分担し、知恵と力を集めた協働のまちづくりへの取り組みが求められます。
- 本町では、様々な課題に対応するボランティア活動やNPO（民間非営利団体）等の取り組みなどが進み、自主的な住民活動が広がりつつあります。こうした中で、情報の公開や自主的な活動を促進する条件を整えていくことで、パートナーシップの確立に向けてのしくみづくりを進めています。

11. 地域の自律性が求められる地方分権社会へ

- 住民の生活様式の多様化や生活圏の拡大に伴い、旧来の行政圏域を越えた行政需要が増大しています。近年、国・地方の財政が悪化している状況において、市町村合併による行政の効率化と行政サービスの高度化を目指す地域もあります。地方分権の流れの中で、地域の特性に合った自律したまちづくりの工夫が必要になっています。
- 本町では、限られた財源の中で効果が発揮できるよう、行政改革による事務事業の見直しをはじめ、戦略的なまちづくりを進めるため組織機構の見直し等を進めています。また、市町村合併の時代背景に柔軟に対応できるよう、広域圏や地域間の連携に努めています。

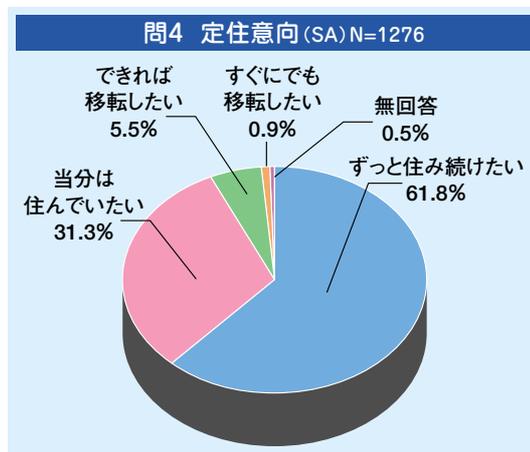
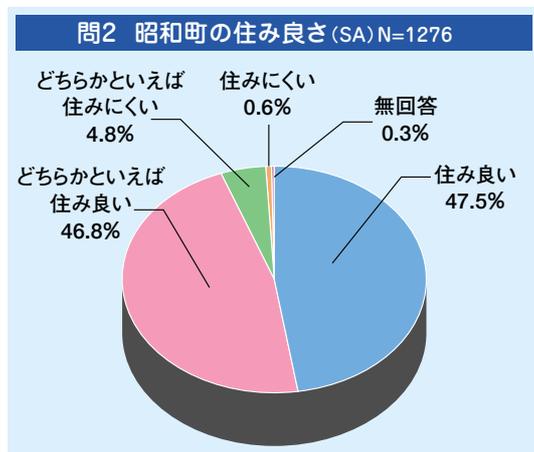
第2節 住民の評価・期待

まちづくりに関する意向調査に寄せられた「現在の昭和町の評価」や「今後のまちづくりへの期待」は、次のとおりです。

1. 現在の昭和町に対する住民の評価

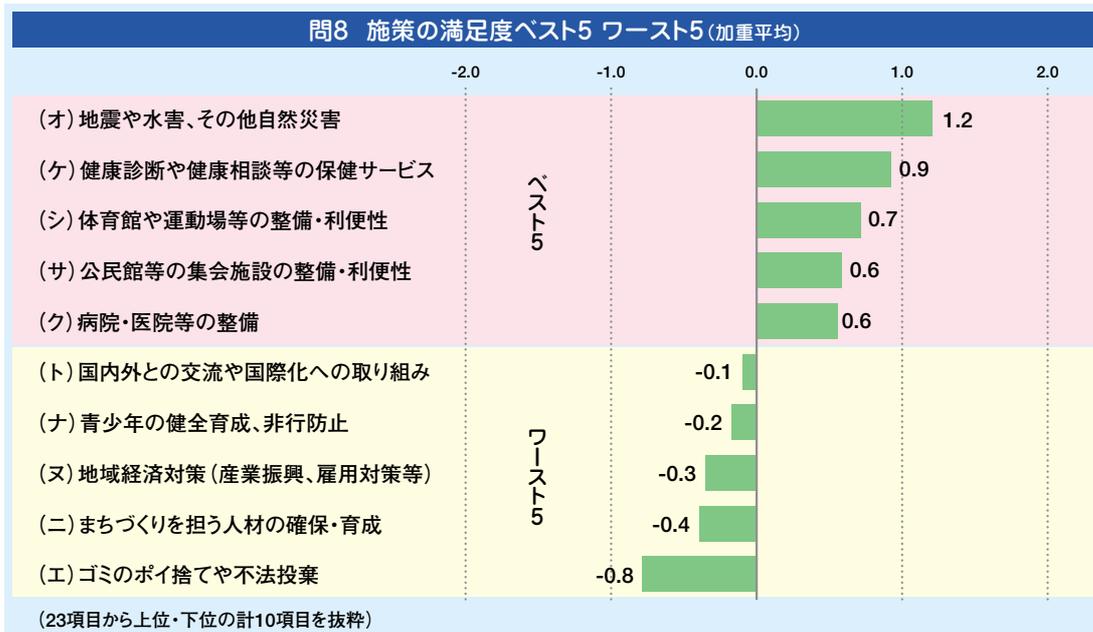
(1) 住み良さ、定住意向

- 「どちらかといえば住み良い」と「住み良い」が5割弱で並んでおり、昭和町は“住み良い”と感じる人が9割を超えています。
- 「ずっと住み続けたい」が6割と最も多く、次いで「当分は住んでいたい」の3割で、昭和町への定住意向は9割を超えています。



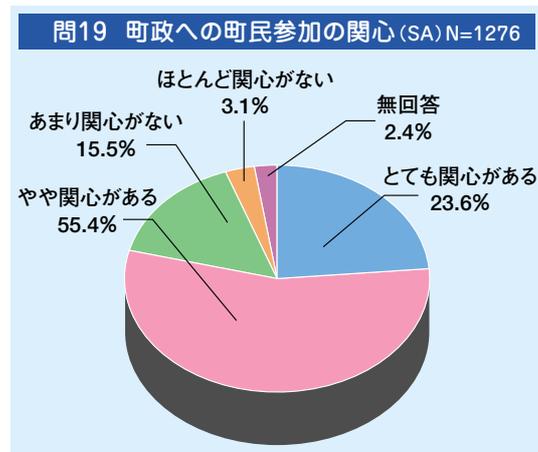
(2) 施策の満足度

- 満足度の高い施策分野は“災害が少ないこと”や“保健サービス”、“体育館等の整備状況”、一方、満足度の低い施策は、“ゴミのポイ捨て等の対策”や“まちづくりの人材育成”などです。なお、全般的に不満はあまり目立ちません。



(3) 町政への関心、地域活動への参加状況

- 住民の8割が、町政への住民参加に“関心あり”と回答しています。なお、地域活動に参加している住民の割合は7割ですが、20～30歳代の参加率は他の年齢階層に比べ低い状況です。



2. 今後のまちづくりへの期待

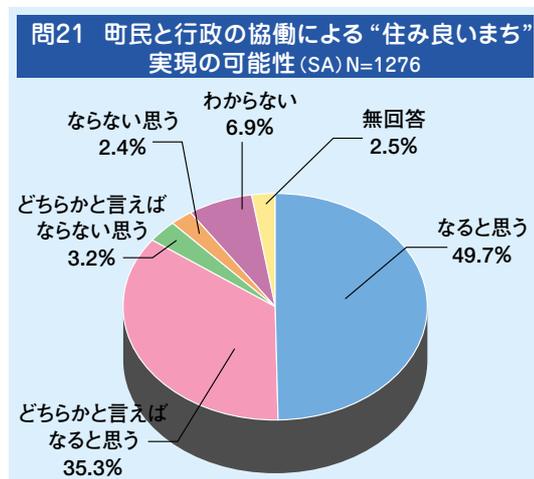
(1) 望ましい将来のイメージと今後の重点施策

- 望ましい将来のイメージは「医療や福祉が充実したまち」、「生活環境が整ったまち」、「自然が豊かで、環境にやさしいまち」などです。
- 今後力を入れるべき重点分野では「防災対策」や「自然環境の保全」「高齢者福祉」などが上位を占めています。



(2) 住民と行政との協働のまちづくり

- ほとんどの住民は、住民と行政による“協働のまちづくり”によって、現在よりもさらに“住みよいまち”になると期待しています。



第3節 今後のまちづくりに向けた可能性と課題

昭和町の特長や住民の期待を踏まえ、本町が今後取り組むべき重点的な課題を、横断的、包括的に示します。

1. 便利で潤いのある都市の形成

- 昭和町は、甲府盆地のほぼ中央に位置し、幹線道路網の整備が進んだ甲府圏域の玄関口として、工業団地の整備や土地区画整理事業による商業拠点、宅地の整備が進んでいます。
- こうした、優位な立地条件のもとに、また、小さな町域という条件を活かし、働く場、賑わいの場、住まう場、憩いの場がバランス良く整った機能的な都市を築くことができる、さらなる発展の可能性が見込まれる町です。しかし、地域によって開発や発展の格差があることや、市街化に伴い身近な自然である田園環境の維持が難しくなっています。
- 今後、生活環境が整った町と同時に自然環境の保全を期待する住民ニーズを受け、計画的・段階的な都市整備を進める中で、昭和町らしい田園的環境を感じることができる場を保全・創造することを重視し、便利で潤いのある都市の形成をめざすことが課題です。

2. 安全・安心に暮らせる定住環境の整備

- 昭和町は近年、大きな災害を経験していません。しかし、盆地の中央という地形条件から、大規模地震や河川氾濫などの災害の可能性は常にあります。また、幹線道路の交通渋滞や住宅地の生活道路での交通量の増大、飲食施設等の集積による夜間の人出や交通量の多さなど、静かな生活環境が守りにくいという都市化に伴う諸問題があります。
- また、昭和町では新しい住民が多いことなどもあり、従来からのコミュニティ活動が難しくなっている面がある一方で、各地区の清掃活動や自主的な防犯活動などの新しい取り組みも見られ、こうした地域での自主的な活動の広がりへの期待が持てます。さらに、今後、広域的な避難地などの機能を備えた公園（防災公園）の整備により、防災機能の強化も期待されます。
- 防災対策を重視する住民ニーズの中で、災害時等に迅速に対応する危機管理を強化するため、防災関係機関や住民・民間の連携による防災体制の構築が必要です。また、犯罪を未然に防止するコミュニティ活動や近隣同士の支えあいの関係づくりなどにより、安全・安心に暮らせる定住環境の整備が課題です。



3. 田園都市にふさわしい循環型社会の形成

- 昭和町は農業地域としての土地利用から、土地の高度利用による都市化を進めたため自然環境が年々減少する傾向にあります。また、都市化に伴い、ポイ捨て・不法投棄をはじめ、ゴミの量の増大、水質の悪化などの諸問題が近年目立っています。
- 一方、市街地の公園確保や蛍の復活など水辺の復元、環境配慮型農業の促進など、生態系の再生・保全を図りながら、自然とのふれあい機会の多い地域づくりを進めています。また、町ぐるみでリサイクルなどに取り組むなど住民や企業の環境意識が高い町です。
- 今後、自然が豊かで、環境にやさしいまちを願う住民の意向をもとに、環境を大切にする消費行動、事業活動の定着を呼びかけ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくりが必要です。また、身近な自然とのふれあいが楽しめる地域をめざし、田園都市にふさわしい循環型社会の形成を図ることが課題です。



4. 交通立地や産業集積を活かした産業・雇用の振興

- 交通立地の利便性等から昭和町の工業団地には優良企業が多く立地していますが、一部では海外への拠点移動も進んでいます。また、周辺地域を含む人口増加により大型商業施設や沿道型商業施設の立地などが進展しています。農業に関しては、市場ニーズに合った安全な農産物の生産などに努めていますが後継者の確保などの問題があります。
- 昭和町の交通立地条件や周辺環境を含む労働力や購買力は優位な状況にあり、また、工業団地や大型商業施設の立地など産業集積が進んだ町です。さらに、新たな都市基盤整備に伴い大型商業施設の整備も見込まれています。
- 今後、交通・立地特性を活かした企業誘致、都市形成の方向に沿う商業集積の誘導、農業と住民とのふれあいや地産地消などにより農業の持続性を高める取り組みなど、交通立地や産業集積を活かした産業・雇用の振興が課題です。

5. 子育てや長寿を喜ぶことのできる環境と意識づくり

- 県内医療拠点である山梨大学医学部附属病院が近隣に立地しているほか、町内の医療機関数も多く、医療環境は比較的充実しています。一方、安心して子どもを産み育てることのできる育成環境づくりや、高齢者や障害者(児)の自立を支えるためのサービスや助けあいのしくみづくりなど、生涯を通じて安心して暮らすことのできる福祉基盤の充実が期待されています。

- 昭和町においても少子・高齢化は進展していますが、他の地域と比較すると若い町であり人口増加も見込まれます。また、スポーツ・レクリエーションなど健康増進を図ることができる施設は比較的整備されていますが、生きがいづくりの場となる生涯学習施設の充実が望まれています。



- 医療や福祉が充実した町を願う住民ニーズの中で、体力づくりや健康の基本である食生活の改善や指導など、予防的な取り組みが進むよう情報提供や条件整備に努めることが必要です。また、各サービス基盤の充実とともに、家庭・企業・コミュニティがそれぞれの役割を担い、生きがいを持って就



業・育児・介護・地域活動等を行える、子育てや長寿を喜ぶことのできる環境と意識づくりを目指す必要があります。

6. 自己実現を支えるゆとり社会の構築

- 昭和町では“昭和教育”のもと、国際理解教育や情報教育、環境教育など時代に即した教育内容の充実に努めると同時に、保護者と地域、学校との連携を図りながら、郷土への理解を育む教育に取り組んできています。
- 本町では、多目的利用を視野に入れた学校施設の整備やスポーツ施設の整備などを進めてきました。一方で、人口増加や施設の老朽化、厳しい財政状況などを背景に、ボランティア活動や生涯学習活動などの拠点の確保やスポーツ施設の効率的な施設維持などが課題となっています。
- 国際交流や学習・文化活動、保健・福祉活動など様々な分野で、住民によるボランティア活動が展開されています。住民の暮らしの充足感を高める上では、まちづくりにかかわる様々な分野において、住民の自発的な活動や活動を通じた住民相互の交流が大切です。そこで、これらの住民活動を促進するための条件整備や意識啓発に努め、自己実現を支えるゆとり社会の構築をめざす必要があります。



7. 自律的な発展を支える住民協働型まちづくり

- 昭和町は産業集積や人口増加などを背景に、財政基盤は比較的良好です。一方、地域間競争が進む中で、周辺地域は合併により「市」へ移行し、基盤強化を図っています。そこで、本町では、組織機構改革や行財政改革に積極的に取り組みながら、職員の意識改革や政策を支える専門的人材の育成を図っています。
- 本町では、各種計画への住民参加や政策に関する情報提供を進めると同時に、住民のボランティア活動やコミュニティ活動への支援に努めています。また、行財政改革の一環として、住民と行政とのパートナーシップにより、互いに知恵を出し合いながら、魅力あふれるまちづくりをめざしているところです。
- 人口増加に伴い、本町には新しい元気が生まれてきていますが、一方で、コミュニティ活動や住民相互の支え合いが課題となっています。今後、地方分権が一層進む中で、本町の住み良さをさらに向上するためには、行政職員の政策形成能力の向上や効率的な行財政運営を図ると同時に、政策形成への住民参画や情報公開などを推進し、自律的な発展を支える住民協働型まちづくりをめざす必要があります。



第2部 基本構想 将来のまちの姿を描く



第1章 新しいまちづくりの目標

第1節 めざす将来の姿

1. まちづくりの理念

甲府都市圏にあって優位な交通立地条件を背景に、工業団地や流通業などの企業誘致、住環境の整備などが進み、田園環境を備えた機能的で利便性の高い都市を形成してきました。

そのため、本町では人口増加が続き、学校をはじめとした公共施設の整備も進んできました。また、新しい住民の元気が呼び込まれたことにより、町の活力も高まり、このことがさらに新しい元気を呼び込む好循環を可能にしてきました。

本町は、このような自律的な成長を支える好循環を活かし、快適な生活環境の整備を進めると同時に、従来から培ってきた昭和教育や水環境の保全など、特色ある取り組みを進めてきました。

今後、国や地方の財政事情は厳しさを一層増すと予想されますが、外部環境の変化を町の活力を高める好機と捉え、これまでの先人達の努力と新しい知恵を融合し、分権型社会にふさわしい住民主役のまちを構築します。

そのために、住民が自主的、自律的に活動できる風土を醸成し、住民や民間、行政が良好なパートナーシップのもとで役割を担い合う、協働型のまちづくりを推進します。

このような考えから、まちづくりの理念を次のように設定します。

協働型のまちづくりの推進による 「住民主役のまち」の構築

2. まちづくりの基本目標（テーマ）

本町は現在でも開発余力があるため、今後も都市開発による成長が見込まれます。一方で、うるおいのある生活環境や安全・安心なまちづくりへの期待も高いことから、地域の発展と住民満足との均衡を図っていくことが求められます。

このような難しい舵取りを行うためには、住民の参加・協力や質の高い行政の実現が必要となります。

そこで、まちづくりの基本目標（テーマ）を、次のように設定します。

ともに創る 『うるおいと躍動の都市 昭和』

「うるおいと躍動の都市」とは、

地域の資源を活かした活力あるまちづくりを進めると同時に、安全で安心な暮らしの確保や快適な生活環境の整備などを計画的に推進し、住民の満足度の高いまちをめざすことを示しています。同時に、質の高い行政経営を基礎にして、特色ある施策を積極的に展開し、活力と住み良さの均衡を図る、好感度で(住民の満足感が高く)、高品質な(効率的で、高い成果を生み出す)、まちづくりを展開することを意味しています。

「ともに創る」とは、

すべての住民や民間が、本町のまちづくりに共感し、協働して取り組むことにより、「うるおいと躍動の都市 昭和」を実現するという、町の意志を表現しています。

3. 分野別の基本方針

「ともに創る うるおいと躍動の都市 昭和」の実現に向けて、各分野別の基本方針を次のように設定します。

(1) 豊かな心を育むまちをめざす

教育や学習・スポーツ、芸術文化などさまざまな活動を通じて、生きがいや交流の輪を広げ、豊かな心を育むまちをめざします。



(2) 幸せを支えるまちをめざす

保健・医療・福祉を充実し、誰もが健やかな生活ができる条件整備、支えあう地域づくりを進め、幸せを支えるまちをめざします。



(3) 活気あふれるまちをめざす

昭和町環境や立地を活かしながら各種産業の振興、活性化を図り、活気あふれるまちをめざします。



(4) 快適で住み心地のよいまちをめざす

市街地整備や道路・交通体系等の充実、上・下水道の整備など都市基盤の整備を進め、快適な住み心地のまちをめざします。

(5) 水と緑のまちをめざす

環境への負荷が少ないまちづくりを進め、自然との共生や楽しむことができる水と緑を保つまちをめざします。

(6) 安全なまちをめざす

交通安全をはじめ消防や防災、防犯などの取り組みを強化し、安全なまちをめざします。

(7) 自律と協働のまちをめざす

住民活動の推進などを図るとともに、住民ニーズや時代環境に沿った行財政運営を図り、本計画の実現に取り組めます。

第2節 基本指標

1. 総人口

少子化傾向によりわが国の人口は、今後減少傾向に転じるものと推計されています。本町の場合、若い世代が多いこと、土地区画整理事業の進展等で流入が期待されることなどで、計画期間中は増加傾向が続くものと想定し、目標年次の平成27年（2015年）における人口を概ね21,200人と設定します。

	実績値	速報値	目標値	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	15,937人	16,765人	20,100人	21,200人

※平成17年は、国勢調査速報値

2. 年齢3区分別の人口構成

少子・高齢化の進展により、年少人口（0～14歳）の割合は低下し、老年人口（65歳以上）の割合が上昇しています。今後もこの傾向は続く予想されますが、一方で、土地区画整理事業などに伴う人口増加も見込まれることから、平成27年度における年齢3区分別人口を、年少人口（0～14歳）が3,000人（14.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が14,700人（69.3%）、老年人口（65歳以上）が3,500人（16.5%）と設定します。

	実績値	目標値	
	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口	15,937人	20,100人	21,200人
年少人口 (0～14歳)	2,789人 (17.5%)	3,150人 (15.7%)	3,000人 (14.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,208人 (70.3%)	14,150人 (70.4%)	14,700人 (69.3%)
老年人口 (65歳以上)	1,940人 (12.2%)	2,800人 (13.9%)	3,500人 (16.5%)

3. 世帯数

単身者の転入や核家族化の進展などにより、世帯数は増加が続き、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあります。この傾向は今後も進み、世帯数は引き続き増加すると想定されます。

そこで、平成27年度における1世帯当たり人員を2.10人とし、世帯数を10,100世帯と設定します。

	実績値	速報値	目標値	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数	6,227世帯	6,557世帯	8,700世帯	10,100世帯
1世帯当たり 人員	2.56人	2.56人	2.31人	2.10人

※平成17年は、国勢調査速報値

4. 産業別就業者数

本町の就業率は緩やかに高まってきています。今後、常永地区の土地区画整理事業などに伴う働き盛りの世代の増加、並びに女性や高齢者の就業が進むことなどを想定し、平成27年度の就業数を12,300人（就業率58.0%）と設定します。

産業分類別の就業者では、恵まれた交通立地や産業構造の変化などを背景に、農業を中心とした第1次産業就業者数は減少し、サービス業などの第3次産業就業者数が増加すると想定します。

そこで、第1次産業就業者数を120人(就業者数に占める割合1.0%)、第2次産業就業者数を3,930人(就業者数に占める割合32.0%)、第3次産業就業者数を8,250人(就業者数に占める割合67.0%)と設定します。

	実績値	目標値	
	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数※ (総人口に占める割合)	8,679人 (54.5%)	11,460人 (57.0%)	12,300人 (58.0%)
第1次産業 (就業者数に占める割合)	427人 (4.9%)	220人 (1.9%)	120人 (1.0%)
第2次産業 (就業者数に占める割合)	2,904人 (33.5%)	4,040人 (35.3%)	3,930人 (32.0%)
第3次産業 (就業者数に占める割合)	5,348人 (61.6%)	7,200人 (62.8%)	8,250人 (67.0%)

※「就業者数」は分類不能を含まない数です。

第3節 土地利用の方針

本町は、都市計画法や農業振興地域整備法など関連法規との整合を図りながら、次のような視点で、土地の有効利用と保全を進めます。

1. 都市構造

- 甲府都市圏の中核地区として甲府昭和インターチェンジ周辺への都市機能(商業・業務等)の集積に努めるとともに、各地区(北部・中央・西部)の特性を活かしながら均衡ある発展と生活拠点の整備を進め、コンパクトで利便性の高い都市構造をめざします。
- 甲府バイパスやアルプス通り、昭和バイパスなど国や県の主要道をはじめ、昭和玉穂線やインター線、昭和中央通り線、町道30号線などの地域連携軸に沿う都市軸の形成を進め、それぞれの地区、機能を結びます。
- 新山梨環状道路などの高規格道路へのアクセス道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、生活に密着した町内道路ネットワークの形成を進めます。
- 公園など緑の拠点の拡大、優良農地や湧水・水系を水と緑の軸として保全するとともに、街路樹整備、民間住宅の生け垣推進や開発行為に伴う緑地確保の指導などを通じ、自然と共生する都市形成を進めます。

2. 土地利用

(1) 基本指針

- 区画整理事業による面的都市整備の実施、段階を踏まえた市街化区域の拡大、市街化調整区域における農業と共生した田園居住区の形成に努めます。
- 優良農地の保全や歴史・文化遺産の継承に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するなど、うるおいに満ちた、安全性の高い都市形成を進めます。
- 地区の土地利用の実態や社会環境などを踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを図るなど、町土の均衡ある発展を図ります。

(2) 区分別の土地利用方針

都市的土地利用

区 分	方 針
ア.住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による整備済みの市街地は、街並み景観の修景など優れた都市環境の確保をめざします。 ・常永土地区画整理事業及び地区計画によりまとまった新市街地の形成を進めます。 ・市街化区域ではさらに生活基盤の整備を進め、市街化調整区域においても基盤整備を進めつつ既存集落地との一体的な田園居住区の形成、または長期的展望に立った市街化区域への編入を検討します。
イ.工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの工業団地を中心に先端技術産業等の集積を進めるとともに、交通条件等を活かしインターチェンジ周辺やアルプス通り、甲斐中央線でのさらなる流通・業務拠点の形成をめざします。なお、工業地域については土地需要の変化にあわせ、住宅地あるいは商業地等としての転換を検討します。
ウ.商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業と連動し、商業・サービス・業務地域として拠点商業地の形成を進めるとともに、幹線道路沿いへの秩序ある商業集積の誘導に努めます。
エ.公共公益施設ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・町域全体にわたる公共サービスゾーンとして、町役場をはじめ、文化・福祉・レクリエーション等の施設が集積し、利便性の高い中枢地区の形成を進めます。

自然的土地利用

区 分	方 針
ア.緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路・湧水などが育む生態系のきめ細かな保全を図るとともに、拠点となる都市公園の整備や農業体験の場づくりをはじめ、ミニパークや沿道緑化を図り水と緑のネットワークづくりを進めます。
イ.農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・JR身延線南部地域と釜無工業団地南側に位置する集団優良農地の保全を図ります。また、各地区の自然・歴史・農業交流機能や集落の緑と融合した環境整備を基本に、優良農地を保全しつつ個性ある集落の形成を進めます。





第2章 計画推進に向けた行政経営の指針

第1節 行政経営の基本方針

昭和町は総合計画の推進に当たり、次のことを行政経営の基本方針と位置づけ、将来像の実現に取り組めます。

1. 住民や民間との協働を推進し、満足度の高い行政をめざします。

住民や民間、行政がそれぞれの役割と責任を担い合い、より良いパートナーシップのもとで、まちづくりを推進します。

また、住民の主体的な参加を促進し、住民の目線にたった満足度の高い行政をめざします。

2. 資源や活力を有効活用し、効率性の高い行政をめざします。

計画的な都市基盤整備を進めるとともに、民間資源の有効活用を促進し、地域の均衡ある発展及び町の活力向上を図ります。

住民の利便性向上に配慮しつつ、指定管理者制度の導入などにより、民間のノウハウを積極的に活用しながら、公共施設の効率的な維持・管理を推進します。

3. 経営能力や成果意識を高め、質の高い行政をめざします。

行政評価など導入により、政策実現に向けた手段を検証するしくみを確立し、職員の政策立案能力や成果意識の向上を図ります。

また、中長期的な課題への自発的な研究を促進するほか、住民や民間との協働を通じて、職員の挑戦意欲や経営感覚の向上を図り、質の高い行政をめざします。

4. 行政運営の透明性を高め、わかりやすい行政をめざします。

国や地方の厳しい財政状況を踏まえ、政策実現の過程や中長期的な財政見通し、健全財政に向けた取り組みについての積極的な情報公開に努めます。

また、出前型講座やワークショップ^{*5}、パブリックコメント^{*6}などでの双方向の情報交流を推進し、わかりやすい行政をめざします。

5. 持続可能な財政運営を進め、足腰の強い行政をめざします。

企業の誘致や地域経済への波及を促進するとともに、受益者負担の適時見直しにより、自主財源の確保に努めます。

事業の必要性や妥当性、費用対効果などの評価を徹底し、事業選択の厳格化を進めると同時に、事業実施後との適時見直しと改善を進め、足腰の強い行政運営をめざします。

昭和町は次のようなことを基本原則として、行政経営の基本方針を具体化します。

1. 情報共有の原則

まちづくりに関する情報を積極的に公開し、まちづくりに対する理解と必要な情報の共有を図ることを原則とします。

2. 住民参加の原則

まちづくりを進めるに当たっては、住民参加を原則とします。そのため、行政は住民が参加しやすい環境や条件を整えるよう十分配慮します。

3. 役割分担の原則

暮らしを支える公共サービスの提供は、まちづくりの主体である住民や民間、行政の中から、サービスの趣旨や効率性、有効性などを踏まえ、より適切な主体が担うことを原則とします。

4. 補完と調整の原則

身近な地域の課題は、そこで暮らす住民の主体的な取り組みにより解決されることを原則とします。ただし、行政は地域での解決が難しい場合については、必要な補完や調整を行います。

5. 開拓と挑戦の原則

健全な財政を維持しながら、時代環境や住民ニーズを先取りした政策を積極的に展開するなど、開拓と挑戦の意志を持って、自主的で自律的な行政経営に取り組むことを原則とします。



第3節 総合計画と行財政マネジメントシステム

総合計画はまちづくりの最上位の計画です。しかし、厳しい財政事情や変化の激しい時代環境を踏まえ、評価・管理のしくみの確立や行財政改革との連動を図り、総合計画の着実な具体化を進めます。

1. 評価・管理のしくみの確立

総合計画の評価・管理とは、施策の実施状況や基本目標の実現のために必要な施策に関する情報を把握し、必要に応じて適時見直すことです。

本町は、総合計画における「計画策定」―「実施」―「検証」―「見直し」のしくみを強化し、総合計画の着実な推進と時代環境との整合性の確保を図ります。

(1) 評価・管理の手順

① 計画策定 (Plan)

総合計画の基本構想の概ね中間年度を目安として、後期基本計画の策定を行うほか、総合計画を具体化するための実施計画を毎年度策定します。

② 実施 (Do)

各担当課は計画に即して、施策・事業を実施し、その活動結果を把握します。

③ 検証 (Check)

計画が意図したとおり、実行され、期待した結果(成果)があがっているかを検証します。

④ 見直し (Action)

期待した成果と活動結果との差異を分析し、必要に応じて、見直しに向けた取り組みを行います。なお、分析の過程で得られた知見を次の計画策定に役立てます。

(2) 評価・管理の方針

① 事務事業の見直しの徹底

行政評価の計画的な導入を図り、総合計画の進行管理との段階的な連動を図ります。特に、ハード事業やソフト事業の区別なく、既存の事務事業を、必要性や効果、主体(住民、民間、行政)の妥当性などの観点から総合的に検討し、継続や廃止などの必要な見直しを行います。

② 改善に向けた体制づくりの推進

事務事業の評価結果を具体的な改善に結びつけるため、組織機構の改革や委員会の設置など、必要な体制づくりを進めます。また、評価結果や改善の状況に関する情報を住民に公開します。

③ 職員の意識改革と能力開発

適切な評価・管理を行うためには、職員の資質向上が不可欠です。そこで、住民への情報公開や事務事業の見直しなどの機会を活用し、職員の意識改革を推進します。また、人材育成基本計画を策定し、中長期的な視点での職員の能力開発を図ります。

2. 行財政改革との連動

行財政改革は総合計画を実現する上で不可欠な取り組みであり、総合計画と行財政計画は将来像実現のための両輪です。

本町は、関連各課の横断的な連携や政策調整機能の強化により、総合計画と行財政改革との一体的な推進をめざします。





第3章 分野別の基本方針

第1節 豊かな心を育むまちをめざす

1. 生涯学習社会の創造

学習ニーズの高度化・多様化に対応する学習機会や学習情報等の整備を進め、生涯学習推進のための環境づくりに努めます。また、学習活動を通じた人材育成、学習成果を活かしたまちづくり活動へとつなげていきます。



2. 地域の文化とスポーツの振興

主体的・創造的な文化活動の活性化を図る活動条件の整備や公民館・図書館等の運営、芸術文化を楽しむ機会の拡充など文化芸術の振興に努めるとともに、ふるさとの歴史文化の保存・継承に努め、地域の誇りとなるよう活動の振興に取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、住民の健康づくりや体力づくりの増進に努めます。

3. 子ども達への教育の充実

保育所をはじめ関係機関との連携を図りながら、家庭での就学前教育を支援します。また、義務教育については、学校施設・設備の有効活用を進めるとともに、教育内容の充実を図ります。さらに、家庭や学校、地域との連携による昭和教育の実践により、知・徳・体・志の備わった人間教育をめざします。

第2節 幸せを支えるまちをめざす

1. 健やかな暮らしを支える保健・医療の充実

住民が心身ともに健康な暮らしを送れるよう健康寿命の延伸をめざした健康づくりを進めると同時に、介護予防対策の推進や母子保健を通じた子育て支援の体制づくり、近年注目されている食育の推進を図ります。また、医療機関との連携強化や医療の充実に努め地域生活の自立を支援します。



2. 次代を担う子育ての支援

すべての子どもと子育て家庭を対象に、地域ぐるみでの子育て支援体制を充実します。また、子どもや家庭、地域の教育環境の充実と、安心して子育てができる環境整備を図ります。さらに、子どもの健やかな成長や子育てネットワーク活動を支援します。

3. いきいきとした福祉社会の形成

健やかな高齢期を迎えるための意識啓発や介護予防対策を強化するほか、介護サービスの質・量の確保を進めます。また、自主的な学習・文化活動や趣味活動などへの参加を促進し、生涯を通じて活躍できる機会の確保に努めます。さらに、ノーマライゼーション^{※7}理

念の普及を図り、障害者(児)への居宅サービスの充実や社会参加の促進を図ります。

4. 安定した暮らしの確保

ボランティア活動や地域での支え合い活動を促進すると同時に、地域での活動拠点の確保に努めます。また、母(父)子福祉などの充実により、生活の安定化や自立に向けた支援を強化します。さらに、国民健康保険事業や介護保険事業などの円滑な運営を進めます。

第3節 活気あふれるまちをめざす

1. 活力ある商工業の振興

優位な交通立地や工業誘致基盤を活かしながら工業振興に努めるとともに、商工会などを通じた中小企業の支援に努めます。また、商業街区の形成による賑わいの場づくりを進めると同時に、これらの場の有効活用による商業活動を促進します。さらに、地域企業の交流を促し、相互の協力関係づくりに努めます。



2. 持続する都市近郊型農業の展開

新しい時代の農業の基礎を築くため、特産品をはじめとする生産振興や環境保全型農業への移行、農地の流動化などによる経営の合理化を働きかけます。また、直販ルートの拡大など地産地消の推進、住民農園などにより住民・消費者と連携した都市農業の展開に努めます。

3. 可能性を高める雇用・起業の支援

就労環境の改善への呼びかけや雇用促進策に努め、労働環境の向上をめざします。また、情報通信技術の革新や少子・高齢社会を見据えたコミュニティ・ビジネス^{**8}などを促進し、地域の課題やニーズ、消費者の志向に対応した事業展開、起業への支援などを進めます。

第4節 快適で住み心地のよいまちをめざす

1. 調和のある土地利用と景観形成

計画的な土地利用を進めるとともに、それぞれの地域の景観特性を基本に、地区計画制度等による調和の取れた都市景観の形成をめざします。また、地域の協力を得ながら、ゴミの不法投棄対策を強化するほか、街並みや街路などの美化・緑化を推進し、美しい景観づくりを進めます。



2. 快適な生活環境の整備

土地区画整理事業などを推進し、新たな市街地の形成を進めるとともに、地域に応じた整備手法や規制・誘導策により、良好な居住環境の確保や住宅地の拡大整備を図ります。また、町営住宅の計画的



な建替えを進めるほか、誰もが安心して移動できる歩行者空間の確保に努めます。

3. 利便性の高い道路・交通体系の確立

広域交通の円滑性を高める幹線道路の整備、通学路等安全性に配慮した生活道路の整備、道路の維持・管理の効率化を図ります。また、身延線やバス交通の充実を働きかけるとともに、駅広場や駐輪・駐車場の整備を進め、利便性の高い道路・交通体系の確立をめざします。

第5節 水と緑のまちをめざす

1. 清らかな水循環の確保

昭和町の財産である水源の保全を積極的に進め、豊かな水資源を次代に継承するとともに、上水道の安定供給を図ります。また、公共下水道の整備を進め、河川・水路の水質浄化を図るとともに、合併処理浄化槽の適切な維持・管理を促します。



2. 先端の循環型社会づくり

総合的な環境施策を展開し、環境と共生したまちづくりを進めます。また、住民や事業者の協力を得ながら、分別処理収集や廃棄物処理対策を強化し、ゴミの減量化やリサイクルを推進します。また、公害防止対策や地球温暖化防止対策を推進し、循環型社会の形成をめざします。

3. 水と緑のうるおいある環境づくり

生態系に配慮した河川整備や湧水を活かした自然公園の整備などを進めるとともに、自然への理解を育む環境学習を進めます。また、多目的な機能を有する総合公園の整備を進めるほか、住民による公園の維持・管理を促進しながら、身近な公園・緑地など憩いの空間整備に努めます。

第6節 安全なまちをめざす

1. 安全な暮らしの確保

道路環境の整備や交通安全施設の整備をはじめ、関係機関の協力を得ながら、交通安全運動の推進に努めます。また、常備消防体制の強化に努めるとともに、消防団の施設・設備の計画的な整備を図ります。さらに、救急医療体制の強化に努めるほか、学校や職場、家庭での救急救命法の普及を図ります。

2. 災害に強いまちづくりの推進

様々な災害の発生を想定し、関係機関との連携による総合的な防災対策の強化に努めるとともに、地域の防災組織の強化を図り、災害による被害の軽減をめざします。また、自然災害に備えて河川改修や排水路の整備などを進



めると同時に、必要に応じて危険箇所の監視に努めます。

3. 健全な社会環境の維持

地域や関係機関との連携を図り、防犯パトロールや防犯体制の強化を図るほか、街路灯や防犯灯の設置などを進めます。また、消費生活に関する情報提供や意識啓発、違法広告の撤去などに努め、消費者保護の充実を図ります。

第7節 自律と協働のまちをめざす

1. 住民主役のまちづくりの推進

ホームページなど様々な媒体を活用し、住民と行政とのコミュニケーションを推進するとともに、情報公開などによる説明責任を果たしながら、協働のまちづくりに向けての気運の醸成に努めます。また、まちづくりを担う住民組織やグループの育成を図ると同時に、政策形成の過程で住民参画の機会を拡充します。さらに、差別の撤廃に向けた意識啓発を推進するとともに、女性が積極的に活躍できる風土の醸成に努めます。

2. ふれあいのある地域づくりの推進

コミュニティ活動を支援し、住民を主体とした地域課題の解決を促進します。また、国際交流の機会を活用し、国際理解の醸成に努めると同時に、芸術・文化やスポーツなど様々な分野での交流を進めます。さらに、家庭や学校、地域との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めます。

3. 自律的で活力ある行政の確立

行政課題の多様化や地方分権の動向に対応して、行政組織・機構の見直しや職員研修の充実を努めます。また、情報公開や行政評価などを進め、透明性や質の高い行政運営を実現します。さらに、民間委託や事務事業の見直しなどにより、財政の効率化・安定化を推進するほか、住民の利便性を高める電子行政の実現をめざします。



図.施策の大綱

